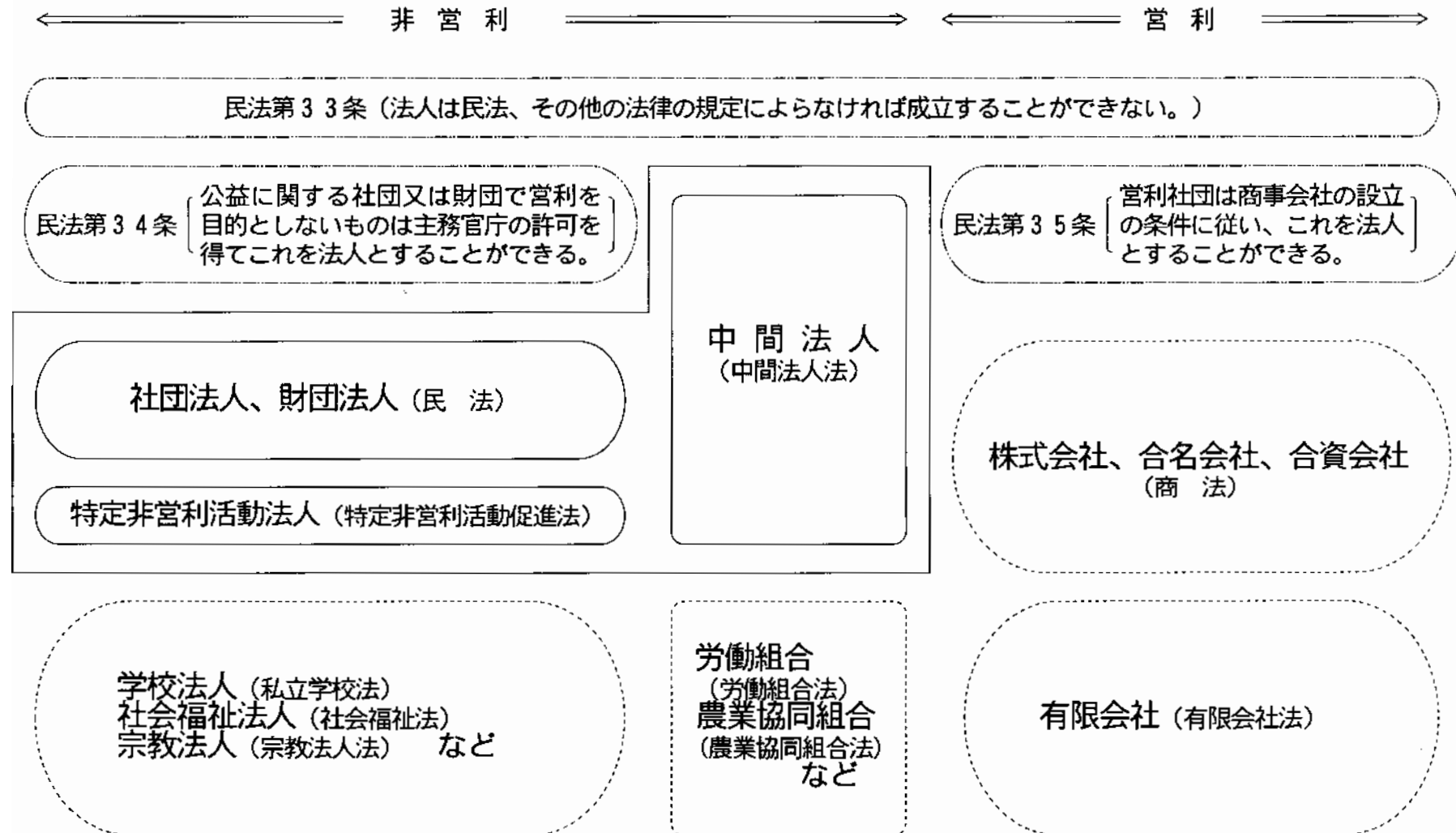


平 14.11.1  
非 營 利 W G  
1 - 1

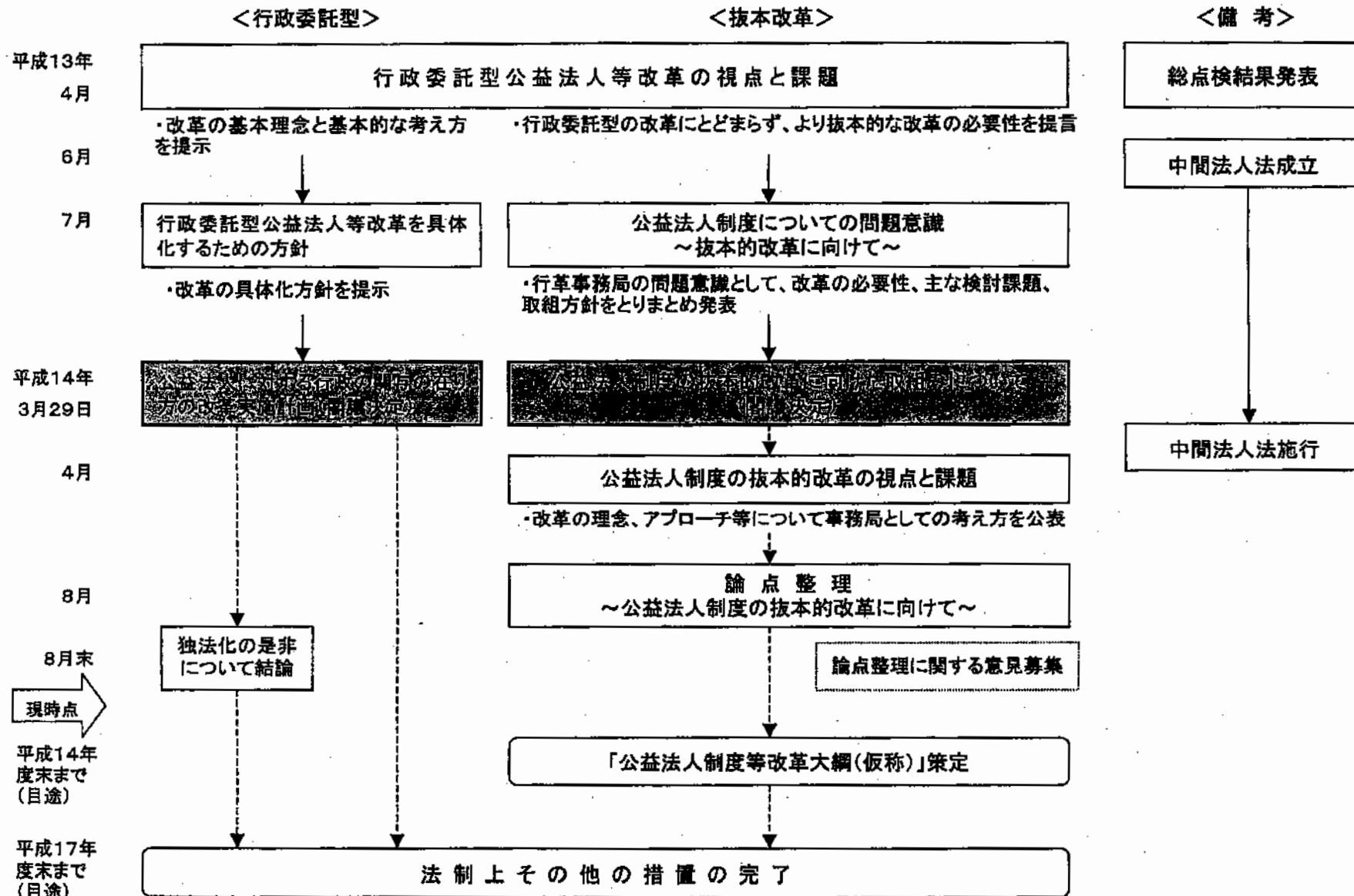
# 資 料

## わが国の法人制度の概要（イメージ）



# 公益法人改革の進捗状況

内閣官房行革推進事務局資料



## 公益法人制度の抜本的改革 ～ 平成14年度「公益法人に関する年次報告」より抜粋 ～

### 【「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」】

一部の公益法人の問題を契機に、国民の公益法人全般に対する見方が厳しくなっている。また、いわゆるNPOや中間法人などの非営利法人制度が導入される一方で、公益法人の設置根拠である民法の関係規定は、制定以来100年以上にわたり基本的に変更されていない。

以上のような状況を踏まえ、行政改革推進事務局は前述の「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」の中で、公益法人制度の抜本的改革の必要性について言及し、平成13年7月23日に開催された行政改革推進本部において、「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて～」を報告した。

その後、最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中に積極的に位置付けるとともに、公益法人について指摘されている諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行うべく、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が平成14年3月29日に閣議決定された。

この見直しに当たっては、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにすることとしている。また、17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとしている。

【「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」】

平成14年4月、行政改革推進事務局は、今後の議論に資するため、「公益法人制度の抜本的改革の視点と課題」を公表するとともに、同月から同年6月にかけて、内閣総理大臣補佐官の主宰により、数次にわたって有識者ヒアリングを実施し、同年8月2日には、有識者の意見を踏まえ、「公益法人制度の抜本的改革に向けて（論点整理）」（以下「論点整理」という。）を行政改革推進本部に報告し、公表した。この論点整理は、我が国における民間非営利活動の在り方及び現行の公益法人制度とその問題点について概観し、その上で平成14年年度中を目途に策定する「公益法人制度等改革大綱（仮称）」の骨格となる改革の基本的枠組み、方向性等について現段階における論点を整理したものである。今後は、関係者、有識者を始め広く国民からの様々な意見等を踏まえ、民間有識者等の更なる協力の下、検討作業を進めていくこととしている。

## 公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて

〔平成14年3月29日〕  
閣 議 決 定

1. 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人（民法第34条の規定により設立された法人）について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度（NPO、中間法人、公益信託、税制等）を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。
2. 上記見直しに当たっては、内閣官房を中心とした推進体制を整備し、関係府省及び民間有識者の協力の下、平成14年度中を目途に「公益法人制度等改革大綱（仮称）」を策定し、改革の基本的枠組み、スケジュール等を明らかにする。また、平成17年度末までを目途に、これを実施するための法制上の措置その他の必要な措置を講じる。

## 公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理) 一抄一

〔平成14年8月2日〕  
〔内閣官房行革推進事務局〕

### 1 公益法人制度の抜本的改革の必要性

(1) 我が国の公益法人（民法第34条の規定により設立される社団法人及び財団法人をいう。以下同じ。）制度は明治29年の民法制定以来100余年にわたる歴史を有しているが、この間、制度の抜本的な見直しは行われてこなかった。その一方で学校法人等の特別法に基づく公益を担う法人制度が多数創設されてきている。

また最近では、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）が制定され、比較的広い分野で活発に活動を展開しつつある。さらに、非営利非公益法人制度が存在しなかった民法の問題点を補って中間法人法が整備された。しかし、制度論としてはかえって複雑になったとの指摘もある。

(2) 一方、今後の我が国社会において民間非営利活動が果たすべき役割はますます重要となり、公益法人は、これら非営利（※）の活動を担う代表的な主体として、歴史的に一定の大きな役割を果たしてきている。

しかし、公益法人制度に関しては、その運営、指導監督、ガバナンスなどの在り方について、次のような批判がしばしば見受けられ、制度の廃止も含めて検討すべきではないかとの意見もあるところである。

ア 主務官庁の自由裁量による許可主義を採用しているため、法人設立が簡便ではない。また、同一法人に対しても事業分野ごとの主務官庁の指導監督があり、極めて煩雑である。

イ 公益性の判断基準が不明確であり、かつ、行政が自由裁量で判断するのは良くない。

ウ 主務官庁による一般的な指導監督権限を背景に、不祥事が発生するたびに指導監督が強化されてきたが、こう

した事前規制の仕組みが限界に來ている。

エ 公益法人への公務員のいわゆる「天下り」が多く、その公益法人への検査、検定等の行政事務の委託等により、民間企業や個人の活動が著しく阻害されている事例が多数見受けられる。

オ 現状のディスクロージャー（業務・財務等の資料の開示）は、インターネットの活用等の改善もなされているが、その内容が分かりにくい、あるいは法的根拠を持たないガイドラインに基づく制度のため必ずしも徹底されない等の問題がある。

カ 公益性を時代や法人活動の変化に即して柔軟に見直す仕組みがなく、公益法人の中には公益法人といえない、営利法人や中間法人に本来的に分類されるべき性格のものが混在している。

キ 財団法人については、低金利時代に運営が困難になっており、また社団化しつつあるものも見受けられる。財団法人制度の抜本的改革が必要である。

※ 「非営利」とは、剰余金を構成員に分配することを目的としないことをいう（以下同じ）。

- (3) 営利法人の基本法である商法が、コーポレートガバナンス(企業統治)の観点から、近年数次にわたる大幅な見直しが行われていること、NPO法及び中間法人法の国会審議の際の附帯決議において、公益法人制度の見直しについても言及されていることも踏まえれば、いまや公益法人制度そのものについて関連制度も含めて抜本的かつ体系的な見直しを行い、真に時代の要請にこたえ得る非営利法人制度の基本的制度として再構築することが必要である。
- (4) この場合、現行のNPO法は民法の特別法としても独特の存在であるので、新たな基本的制度の中に発展的に解消される可能性が高いと考えられる。

## 2 非営利法人制度のあるべき姿

非営利法人制度のあるべき姿としては、次のようなものが求められる。

- (1) 簡便な方法で法人が設立できる。 (簡便性)
- (2) 「公益性の判断」がされる場合は、その基準ができるだけ客観的かつ明確な形で示されている。 (客観性)
- (3) 民間の自主性を尊重する観点から、法人の設立や活動への行政の関与が最小化されている。 (自律性)
- (4) 法人運営やその活動の姿が広く国民に分かりやすいものとなる。 (透明性)
- (5) 時代の変遷や活動内容の変化に応じ、法人の位置付け等が柔軟に見直される。 (柔軟性)

## 3 非営利法人制度改革の方向

(1)～(4) 省略

(5) 税制上の措置

今後、新たな法人制度の姿に対応した税制上の措置の在り方について、課税の公平性・公正性を踏まえつつ、「公益法人制度等改革大綱(仮称)」策定の時期(平成14年度中)を目途に基本的な方向が示されるよう、財務省、総務省等関係府省においても検討を進めていく必要がある。その際、租税を減免する措置を講ずるにふさわしい要件やそれを担保する仕組み等について根本に立ち返った検討を行うべきである。

ア 公益法人と中間法人という類型を「非営利法人(仮称)」という一つの類型にまとめる場合

- ① 法人制度上、公益性の判断を行わない場合、非営利法人やその活動のうち公益性の観点から一定の基準に

該当するものを他と区分し、税制上優遇する仕組みを設定することについて検討が必要である。

- ② 定款に公益の要件を定め、非営利公益法人を称することができることとした場合、設立手続に着目すれば現行中間法人と同様と考えられるが、他方、活動目的等に着目すれば現行のNPO法人と同様と考えられる。何に着眼して税制上の措置を行うか検討が必要である。

- ③ 公益性の判断を行政庁の認証によって行う場合、その認証について現行のNPO法人と同様に税制上の措置を連動させるかどうか、また連動させる際はどのような公益性判断の具体的基準が必要か等について検討が必要である。

イ 非営利法人を2類型に分け、公益性を有するものは「非営利・公益法人(仮称)」という類型とし、非営利非公益の法人(現行の中間法人)は、新制度においても「中間法人(仮称)」という類型とする場合

- ① 「非営利・公益法人(仮称)」は、法人の性格としては現行のNPO法人と同様と考えられる。その認証について現行と同様、税制上の措置を連動させるかどうか、また連動させる場合はどのような公益性判断の具体的基準が必要か等について検討が必要である。

- ② 「中間法人(仮称)」は、法人の性格からして現在と同様、原則課税と考えられる。

ウ 今回の法人制度の見直しにあわせ、現行の特定公益増進法人、認定NPO法人の制度を見直し、いわゆる寄附文化を育てる観点も踏まえつつ、寄附に対する税を減免するにふさわしい公益的活動がどのようなものか等を含め、寄附に係る新しい税制上の措置を検討する必要がある。

エ なお、税の優遇措置を付与する前提となる公益性の判断を行う主体については、行政庁、税務当局のほか、

英国のチャリティ委員会のような独立機関に行わせるべきであるとの意見も踏まえ検討する。

(6) 省略

※ 本資料は、公益法人制度の抜本的改革に向けた議論を進めていく上で「スタート台」となる論点を整理しており、今後、議論を深める中でさらに検討が加えられるべきものである。

## 論点整理における非営利法人制度の概要

|             | 改 革 パ タ ー ン ①                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改 革 パ タ ー ン ②                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| 法 人 類 型     | 「非営利法人(仮称)」に一本化                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 「非営利・公益法人(仮称)」と「中間法人(仮称)」に区分                       |
| 法 人 格 取 得   | 登記(準則主義)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「非営利・公益法人(仮称)」は行政庁の認証(認証主義)<br>「中間法人(仮称)」は登記(準則主義) |
| 公 益 性 の 判 断 | <p>ア 税制上の措置として、公益性の観点から一定の基準に該当するものを他と区分</p> <hr/> <p>イー(1) 定款に一定の公益の要件を定めた場合には、非営利公益法人を称することができる。</p> <p>イー(2) 主務官庁制の弊害を排除した上で、行政庁の認証により公益性を判断<br/> この場合、法人設立時の申請により判断する仕組みと、法人の一定期間の活動実績で判断する仕組みが考えられる。</p>                                                                                                   | 主務官庁制の弊害を排除した上で、行政庁の認証により公益性を判断                    |
| 適正運営の確保     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ セルフ・ガバナンス(法人の自治制度)の確立</li> <li>○ ディスクロージャー制度の確立</li> <li>○ 事後チェック主義への転換等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 準則的に法人格を取得する場合 ..... 裁判所が利害関係人等の請求により、解散命令等を行う。</li> <li>・ 行政庁の認証により法人格を取得する場合 ..... 行政庁が法律の規定に従って報告徴収、改善命令等を行った上で法人格取消し等を行う。</li> </ul> </li> </ul> |                                                    |

(未定稿)

## 法人設立についての法規制（概説）

| 態 様  | 意 義                                                         | 具 体 例                                                                                            |
|------|-------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 許可主義 | 許可を与えるかどうかを主務官庁の自由裁量に委ねる。                                   | 社団法人・財団法人（民法）                                                                                    |
| 認可主義 | 法律の定める要件を具備すれば、認可権者は必ず認可を与えなければならない。                        | 学校法人（私立学校法）<br>社会福祉法人（社会福祉事業法）                                                                   |
|      |                                                             | 宗教法人（宗教法人法）<br>（注）宗教法人の設立には、その規則について所轄庁の認証を要するが、所轄庁は、単に法律の定める要件の存否を審査する権限を有するに過ぎない点で、認可主義と同一である。 |
| 準則主義 | 法律の定める一定の組織を備えることによって成立する。<br>（その組織内容を公示するために登記又は登録を必要とする。） | 株式会社（商法）<br>労働組合（労働組合法）                                                                          |

（注）上記のほか、強制主義、特許主義がある。

〔出典〕我妻 栄「民法講義Ⅰ」

## 非 営 利 法 人 制 度 の 概 要

| 法人の形態   | 社団法人、財団法人                           | 特定非営利活動法人<br>(NPO法人)                  | 中間法人                     | 学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等                  | 協同組合 等                                |
|---------|-------------------------------------|---------------------------------------|--------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 法人格の取得  | 許可（民法）                              | 認可（特定非営利活動促進法）                        | 準則（中間法人法）                | 認可（私立学校法等）                          | 認可（協同組合法）                             |
| 目的      | 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うこと | 特定の活動を行うことにより、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること | 社員に共通する利益を図り、営利を目的としないこと | 祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、社会福祉その他公益に関する事業を行うこと | 中小企業者等が相互扶助の理念により共同仕入等の事業を行うこと（営利の禁止） |
| 残余財産の帰属 | 国・地方公共団体、類似の公益法人                    | 国・地方公共団体、類似の公益法人                      | 社員に帰属することも可能             | 国・地方公共団体、類似の公益法人                    | 組合員                                   |
| 監督等     | 主務官庁<br>いつでも職権により立入検査できる。           | 所轄庁<br>法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。         | なし                       | 主務官庁<br>法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。      | 主務官庁<br>法令等違反の疑いがある場合に限り検査できる。        |

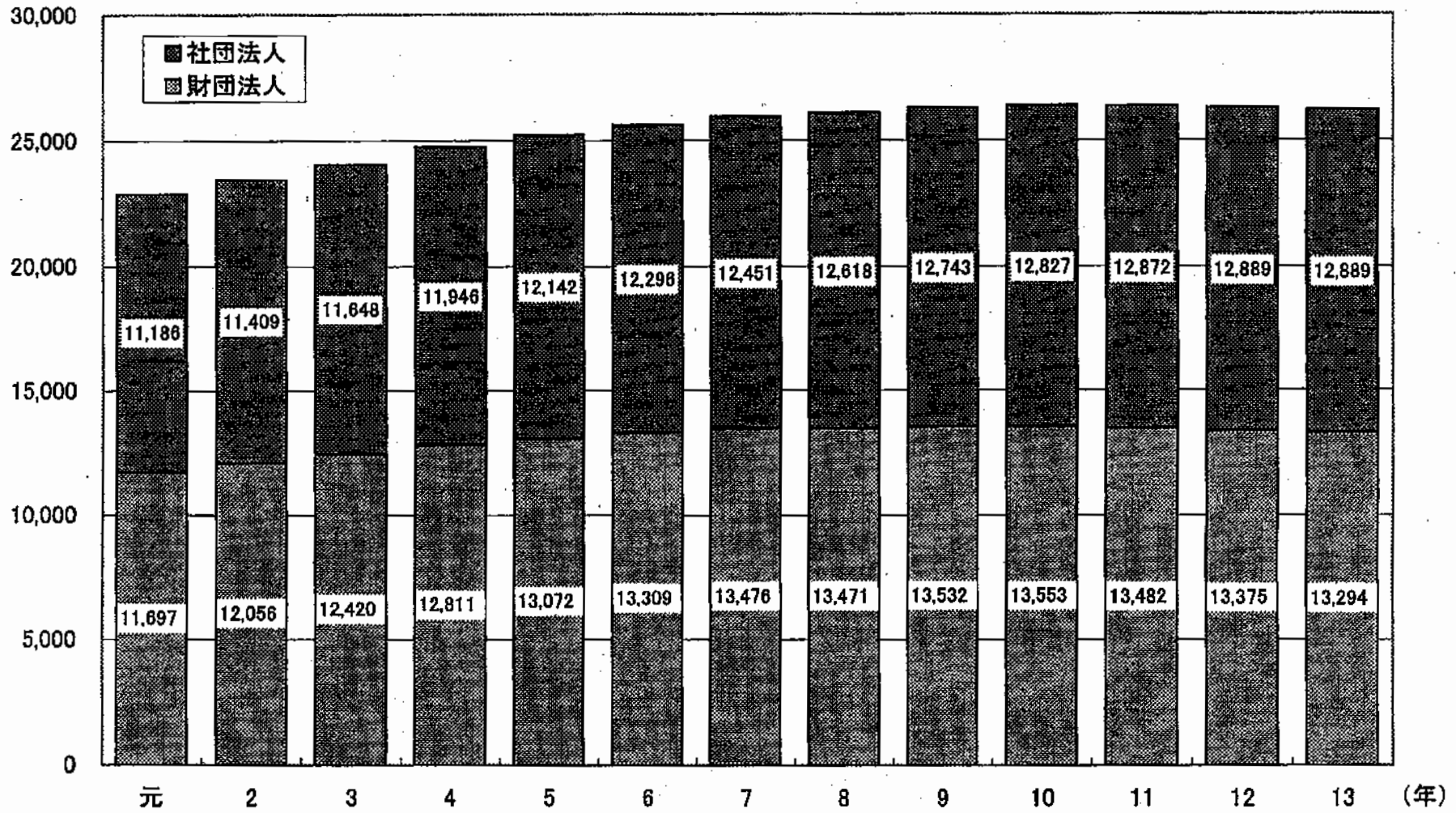
# 所轄官庁別の社団・財団法人数

| 所 轄 官 庁 |     | 法 人 数      |
|---------|-----|------------|
| 国所管     | 社 団 | 3, 8 7 7   |
|         | 財 団 | 3, 2 6 6   |
| 都道府県所管  | 社 団 | 9, 1 4 7   |
|         | 財 団 | 1 0, 0 7 0 |
| 合 計     |     | 2 6, 1 8 3 |

総務省「公益法人に関する年次報告」(平成14年度)

# 公益法人数の推移

(法人数)



# 設立目的別法人数

|             | 合 計    |       | 国 所 管 |       | 都道府県所管 |        |
|-------------|--------|-------|-------|-------|--------|--------|
|             |        | 割合(%) | 社 団   | 財 団   | 社 団    | 財 団    |
| 延べ法人数       | 26,986 | —     | 4,075 | 3,544 | 9,155  | 10,212 |
| 生活一般の小計     | 14,444 | 53.5  | 1,373 | 1,295 | 6,163  | 5,613  |
| 家庭生活        | 191    | 0.7   | 10    | 16    | 132    | 33     |
| 保健・衛生・医療    | 3,925  | 14.5  | 190   | 349   | 2,498  | 889    |
| 体育・レクリエーション | 1,809  | 6.7   | 188   | 188   | 315    | 1,118  |
| 保育          | 227    | 0.8   | 2     | 1     | 15     | 209    |
| 福祉・援護       | 1,991  | 7.4   | 112   | 197   | 608    | 1,074  |
| 職業・労働       | 2,290  | 8.5   | 402   | 141   | 1,283  | 464    |
| 福利・共済       | 1,213  | 4.5   | 76    | 198   | 354    | 585    |
| 居住・環境       | 1,150  | 4.3   | 107   | 78    | 299    | 666    |
| 安全          | 957    | 3.5   | 148   | 64    | 442    | 303    |
| その他の生活一般    | 690    | 2.6   | 138   | 63    | 217    | 272    |
| 教育・学術の小計    | 10,883 | 40.3  | 1,226 | 2,654 | 1,851  | 5,152  |
| 教 育         | 2,997  | 11.1  | 206   | 430   | 714    | 1,647  |
| 育英・奨学       | 1,517  | 5.6   | 26    | 407   | 48     | 1,036  |
| 学術・研究       | 1,901  | 7.0   | 368   | 836   | 300    | 397    |
| 文化・芸術       | 2,035  | 7.5   | 201   | 294   | 213    | 1,327  |
| 報道・出版       | 335    | 1.2   | 145   | 95    | 51     | 44     |
| 宗教関係        | 228    | 0.8   | 14    | 61    | 16     | 137    |
| 国際交流        | 1,089  | 4.0   | 218   | 452   | 170    | 249    |
| その他の教育学術    | 781    | 2.9   | 48    | 79    | 339    | 315    |
| 政治・行政の小計    | 3,173  | 11.8  | 971   | 441   | 698    | 1,063  |
| 政治・行政       | 272    | 1.0   | 58    | 55    | 82     | 77     |
| 財政・経済       | 830    | 3.1   | 698   | 46    | 68     | 18     |
| 総合計画        | 103    | 0.4   | 15    | 30    | 15     | 43     |
| 地方行政        | 842    | 3.1   | 41    | 60    | 181    | 560    |
| 自然・環境       | 496    | 1.8   | 39    | 78    | 164    | 215    |
| 国際関係        | 353    | 1.3   | 90    | 147   | 62     | 54     |
| その他の政治行政    | 277    | 1.0   | 30    | 25    | 126    | 96     |
| 産業の小計       | 7,440  | 27.6  | 1,913 | 891   | 3,019  | 1,617  |
| 金融・保険       | 249    | 0.9   | 147   | 38    | 45     | 19     |
| 農林水産        | 2,263  | 8.4   | 288   | 137   | 1,105  | 733    |
| 通商産業        | 1,963  | 7.3   | 459   | 295   | 732    | 477    |
| 運輸・交通       | 652    | 2.4   | 430   | 145   | 49     | 28     |
| 建設          | 962    | 3.6   | 171   | 56    | 613    | 122    |
| 通信          | 208    | 0.8   | 103   | 59    | 42     | 4      |
| 情報          | 654    | 2.4   | 230   | 114   | 187    | 123    |
| その他の産業      | 489    | 1.8   | 85    | 47    | 246    | 111    |
| 合 計         | 35,940 | —     | 5,483 | 5,281 | 11,731 | 13,445 |

総務省「公益法人に関する年次報告」(平成14年度)

# 社団・財団法人の性格別法人数

| 所轄官庁       |     | 性 格 別 法 人 数 |          |               |       |
|------------|-----|-------------|----------|---------------|-------|
|            |     | 本来の公益法人     | 互助・共済団体等 | 営利法人等<br>転換候補 | その他   |
| 国所管        | 社 団 | 3, 6 3 8    | 2 3 7    | 1             | 1     |
|            | 財 団 | 3, 2 2 0    | 4 5      | 0             | 1     |
| 都道府<br>県所管 | 社 団 | 6, 2 2 9    | 2, 8 3 3 | 2 5           | 6 0   |
|            | 財 団 | 9, 1 8 5    | 7 7 2    | 1 5           | 9 8   |
| 合 計        |     | 2 2, 1 0 0  | 3, 8 8 2 | 4 1           | 1 6 0 |
| 比率 (%)     |     | 8 4. 4      | 1 4. 8   | 0. 2          | 0. 6  |

総務省「公益法人に関する年次報告」(平成14年度)

「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」の概要

(平成8年9月20日 閣議決定)

○ 公益法人の設立許可及び指導監督基準

1. 目的

公益法人は、積極的に不特定多数の利益の実現を目的としなければならない。

2. 事業

- ・ 公益法人の目的に照らし適切な内容の事業であり、営利企業として行うことが適当である内容の事業でないこと
- ・ 公益法人の事業内容が、営利企業の事業と競合等する場合には、その事業内容の改善、営利法人等への転換を行うこととし、3年以内に必要な措置がとられない場合には、所管官庁は設立許可の取消を含め対処する。

3. 名称

公益法人の名称は、法人の目的及び実態を適切に表現した社会通念上妥当なものでなければならない。

4. 機関

理事については、同一の親族、特定の企業の関係者、所管官庁の出身者が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1以下、また、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

5. 財務及び会計

- ・ 健全な事業活動の継続に必要な財政的基礎を有するとともに、適切な会計処理がなされなければならない。
- ・ いわゆる「内部留保」については、過大なものとならないようにする。

## 6. 株式の保有

- ・ 公益法人は、ポートフォリオ運用が明らかな場合及び基本財産として寄附された場合を除き、原則として株式保有等を行ってはならない。
- ・ 株式を保有する場合でも、当該営利企業の全株式の2分の1以下とする。

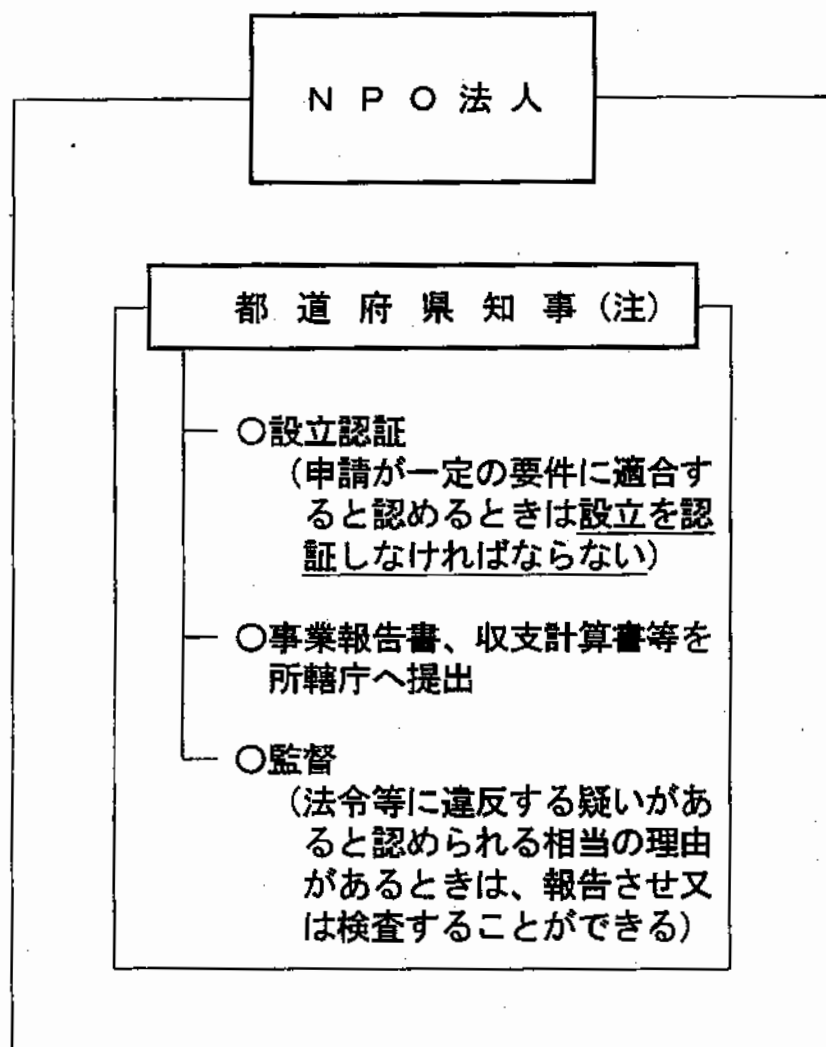
## 7. 情報公開

公益法人の業務等に関する情報は自主的に開示する。

## 8. 経過措置等

- ・ 本基準に適合しない公益法人に対しては、所管官庁は、原則として3年以内に本基準に適合するよう指導。ただし、既に設立されている法人で、法人格取得手段が民法第34条によることに限られていたため公益法人となっている業界団体等については、法人に関する抜本的改革を待って対応（それまでの間は、監事を外部から入れることにより公正さを確保）
- ・ 内部留保、株式の保有等、情報公開については、今後具体的基準を定める。

## N P O 法人について



(注) 2以上の都道府県に事務所を設置する法人にあっては、内閣総理大臣。

### 特定非営利活動促進法(抄)

(定義)

#### 第2条(抄)

この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

#### 別表(第2条関係)

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5 環境の保全を図る活動
- 6 災害救援活動
- 7 地域安全活動
- 8 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9 国際協力の活動
- 10 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11 子どもの健全育成を図る活動
- 12 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするものでないこととされている。

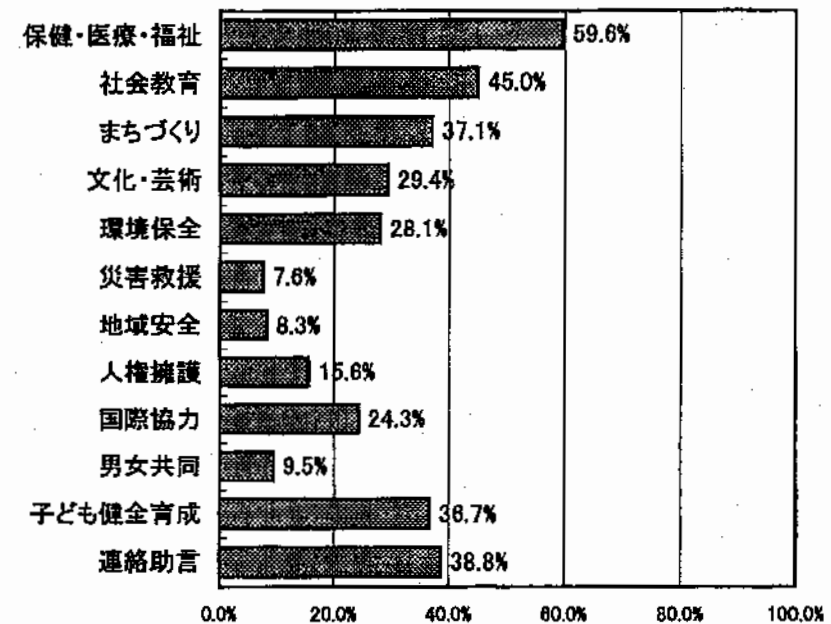
## N P O 法人の認証数等

特定非営利活動法人認証数（累計） 8,315

うち内閣府分 793  
 うち都道府県分 7,522

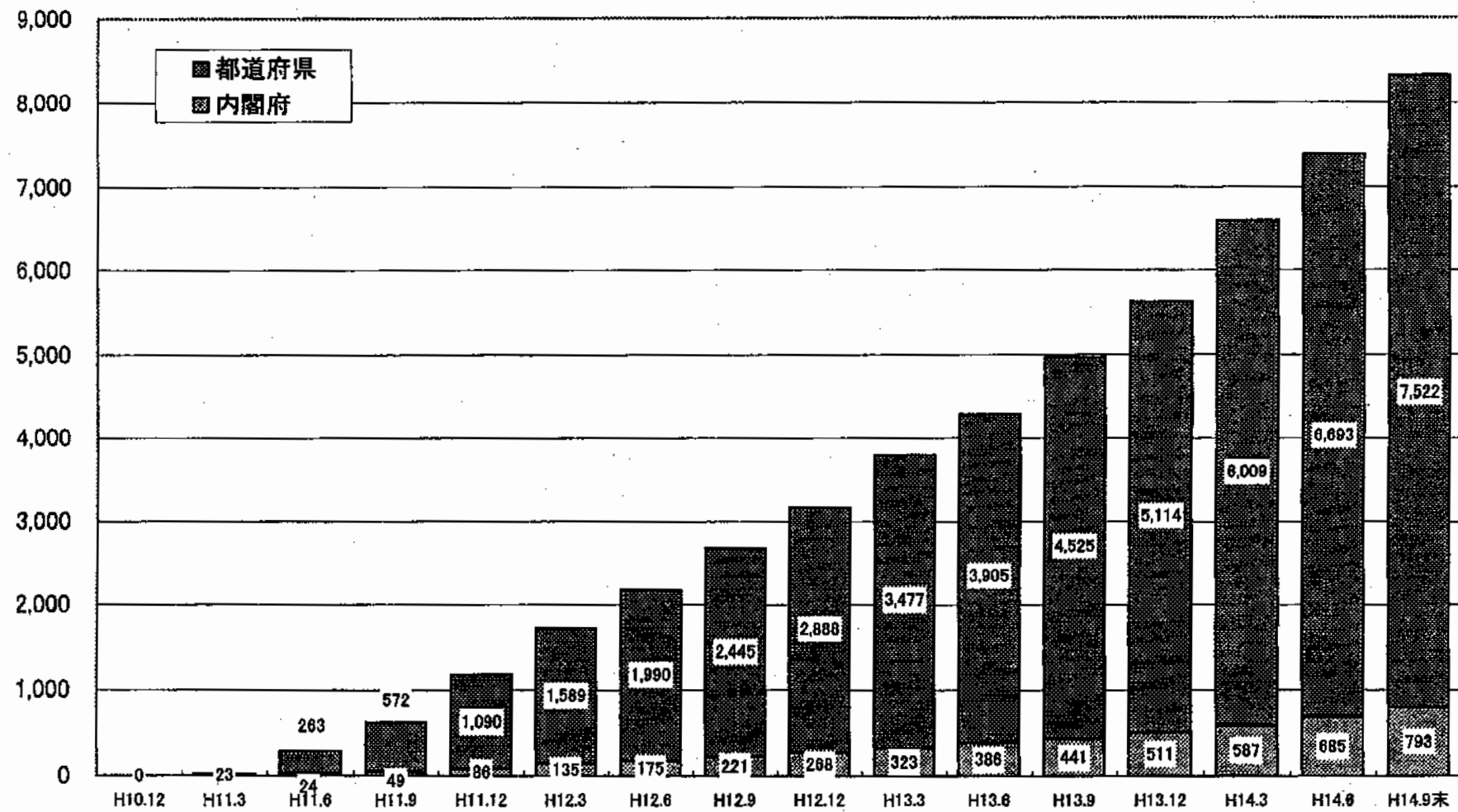
※平成14年9月30日現在

認証団体の活動分野割合（複数回答、平成14年9月末現在）



# NPO法人の認証数の推移

(法人数)



## 中間法人制度について

### 1. 目的

中間法人として法人格を取得することができる団体は、「社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団」である（中間法人法2条1項1号）。

具体的には、同業者団体、同窓会、親睦団体、同好会などが設立されている。

### 2. 設立件数（平成14年8月末現在）

有限責任中間法人77件、無限責任中間法人30件、計107件

法務省大臣官房司法法制部登記統計による。（速報値）

# 非営利法人等の主な課税の取扱い

| 項 目                                   | 公益法人等                                               | 特定非営利活動法人<br>(NPO法人)    | 中 間 法 人                            | 協 同 組 合 等                          | 人格のない社団等                |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 課 税 対 象                               | 収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税                             | 収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税 | すべての所得に対して課税                       | すべての所得に対して課税                       | 収益事業（33業種）により生じた所得に限り課税 |
| 法 人 税 率                               | 22%                                                 | 30%<br>(所得800万円まで22%)   | 30%<br>(中小法人は、所得800万円まで22%)        | 22%                                | 30%<br>(所得800万円まで22%)   |
| (1) 寄附金控<br>〔当法人が寄附をした場合<br>の損金算入限度額〕 | 所得金額の20%<br>〔学校、社福、更生保護施設の50%<br>又は年200万円のいずれか多い金額〕 | 所得金額の2.5%               | (資本等の金額の0.25%<br>+所得金額の2.5%) × 1/2 | (資本等の金額の0.25%<br>+所得金額の2.5%) × 1/2 | 所得金額の2.5%               |
| (2) みなし寄附金                            | 収益事業部門から非収益事業部門への資産の振替えを寄附金とみなす。                    | —                       | —                                  | —                                  | —                       |

## 非営利法人等の主な課税の取扱い（地方税）

| 項 目         | 公 益 法 人 等                                            | 特定非営利活動法人<br>(NPO法人)        | 人格のない社団等                    | 中 間 法 人                                              | 協 同 組 合 等                          |
|-------------|------------------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------|
| 法人住民税（均等割）  |                                                      |                             |                             |                                                      |                                    |
| 標準税率        | 都道府県 年額 2万円<br>市 町 村 年額 5万円                          | 都道府県 年額 2万円<br>市 町 村 年額 5万円 | 都道府県 年額 2万円<br>市 町 村 年額 5万円 | 都道府県 年額 2万円<br>市 町 村 年額 5万円                          | 都道府県 年額 2～80万円<br>市 町 村 年額 5～300万円 |
| 法人住民税（法人税割） |                                                      |                             |                             |                                                      |                                    |
| 課税対象        | 収益事業により生じた所得に係る法人税額                                  |                             |                             | 法人税額                                                 | 法人税額                               |
| 標準税率        | 都道府県 5%<br>市 町 村 12.3%                               |                             |                             | 都道府県 5%<br>市 町 村 12.3%                               | 都道府県 5%<br>市 町 村 12.3%             |
| 法人事業税       |                                                      |                             |                             |                                                      |                                    |
| 課税対象        | 収益事業により生じた所得に限り課税                                    |                             |                             | すべての所得に対して課税                                         | すべての所得に対して課税                       |
| 標準税率        | 所得年400万円以下 5%<br>年400万円超800万円以下 7.3%<br>年800万円超 9.6% |                             |                             | 所得年400万円以下 5%<br>年400万円超800万円以下 7.3%<br>年800万円超 9.6% | 所得年400万円以下 5%<br>年400万円超 6.6%      |

（備考）

1. 収益事業の範囲については、法人税の範囲と同一である。
2. 公益法人等、特定非営利活動法人及び人格のない社団等が収益事業を行う場合、均等割の標準税率は都道府県分年額2～80万円、市町村分年額5～300万円。  
なお、収益事業を行わない一定の公益法人等（日本赤十字社等）については、均等割非課税。
3. 寄附金の取扱いについては、法人住民税及び法人事業税は法人税と同一であり、個人住民税は都道府県、市町村に対する寄附金等が寄附金控除の対象となる。

## 収益事業の範囲

| 収 益 事 業                                    |                  |                                                                                                                                                             |
|--------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 物品販売業                                   | 12. 出版業          | 25. 美容業                                                                                                                                                     |
| 2. 不動産販売業                                  | 13. 写真業          | 26. 興行業                                                                                                                                                     |
| 3. 金銭貸付業                                   | 14. 席貸業          | 27. 遊技所業                                                                                                                                                    |
| 4. 物品貸付業                                   | 15. 旅館業          | 28. 遊覧所業                                                                                                                                                    |
| 5. 不動産貸付業                                  | 16. 料理店業その他の飲食店業 | 29. 医療保健業                                                                                                                                                   |
| 6. 製造業<br>(電気、ガス又は熱の供給業及び<br>物品の加工修理業を含む。) | 17. 周旋業          | 30. 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、<br>生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、<br>デザイン（レタリングを含む。）、自動車操縦又は一定の船舶操縦<br>(技芸)の教授を行う事業又は入試、補習のための学力の教授若し<br>くは公開模擬学力試験を行う事業 |
| 7. 通信業                                     | 18. 代理業          | 31. 駐車場業                                                                                                                                                    |
| 8. 運送業                                     | 19. 仲立業          | 32. 信用保証業                                                                                                                                                   |
| 9. 倉庫業                                     | 20. 問屋業          | 33. 無体財産権の提供等を行う事業                                                                                                                                          |
| 10. 請負業                                    | 21. 鉱業           |                                                                                                                                                             |
| 11. 印刷業                                    | 22. 土石採取業        |                                                                                                                                                             |
|                                            | 23. 浴場業          |                                                                                                                                                             |
|                                            | 24. 理容業          |                                                                                                                                                             |

上記の収益事業のうち、その業務が法律の規定に基づいて行われる等特に公共・公益的な一定の事業は収益事業から除外している。

(備考) 1. 次に掲げる事業は、事業の種類を問わず収益事業から除外している。

- ① 身体障害者及び生活保護者等が従業員の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの。
  - ② 母子福祉資金の貸付けの対象となる母子福祉団体が行う事業で、母子福祉資金等の貸付期間内に行われるもの及び公共的施設内において行われるもの。
  - ③ 保険契約者保護機構が、破綻保険会社の保険契約の引受け及びその引受けに係る保険契約の管理等の業務として行うもの。
2. 収益事業の範囲については、順次その拡大が行われてきているが、昭和25年度税制改正以降追加された収益事業は右のとおりである。

| 年度 | 追 加 事 業                                                                        |
|----|--------------------------------------------------------------------------------|
| 32 | 不動産貸付業、医療保健業、技芸教授業                                                             |
| 33 | 美容業                                                                            |
| 40 | 不動産販売業                                                                         |
| 43 | 駐車場業                                                                           |
| 51 | 信用保証業                                                                          |
| 53 | 公開模擬学力試験を行う事業                                                                  |
| 56 | 技芸教授業(着物着付け、船舶の操縦の追加)<br>旅館業及び不動産貸付業(範囲拡充)                                     |
| 59 | 無体財産権の提供等を行う事業<br>席貸業(範囲拡充)<br>技芸教授業等(絵画、書道、写真、工芸、デザインの追加。<br>入試等のための学力の教授の追加) |

## 公 益 活 動 等 に 対 す る 寄 附 金

| 寄附の<br>区分<br><br>寄附を<br>した者の<br>税制上の<br>取扱い | 国・地方公共団体<br>に対する寄附金<br><br>〔<br>・国公立学校<br>・国公立図書館    など<br>〕 | 指 定 寄 附 金<br><br>〔<br>・国宝の修復<br>・学校の建設<br>・オリンピックの開催費用<br>・赤い羽根募金    など<br>〕 | 特定公益増進法人<br>に対する寄附金<br><br>〔<br>・日本育英会などの特殊法人<br>・公益法人のうち、科学技術<br>の試験研究や学生に対する<br>学資の支給を行うもの<br>・学校法人<br>・社会福祉法人    など<br>〕 | 認 定 N P O 法 人<br>に対する寄附金<br><br>〔<br>特定非営利活動を行う法人<br>(NPO法人)のうち一定<br>の要件を満たすものとして<br>国税庁長官の認定を受けた<br>もの<br>〕 |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所 得 税                                       | 「寄附金(※)－1万円」を所得から控除      ※ 総所得の25%を限度                        |                                                                              |                                                                                                                             |                                                                                                              |
| 法 人 税                                       | 全額損金算入                                                       |                                                                              | 一般の寄附金(注)とは別に、以下を限度として損金算入<br>(所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1／2                                                                  |                                                                                                              |
| 相 続 税                                       | 国、一定の公益法人、認定NPO法人等に寄附した相続財産は、原則として非課税                        |                                                                              |                                                                                                                             |                                                                                                              |

(注) 1. 一般の寄附金とは、法人の支出する寄附金のうち、国等に対する寄附金、指定寄附金、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金以外の  
もので(所得金額の2.5%＋資本等の金額の0.25%)×1/2を限度として損金算入される。

2. 被相続人が遺言により公益法人、NPO法人に寄附した財産については、原則として相続税は課税されない。

## 特定公益増進法人制度の概要

特定公益増進法人制度は、公共法人、公益法人等のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものを「特定公益増進法人」として、これらの法人の主たる目的である業務に関連する寄附金について、特別の優遇措置（別枠損金算入）を講ずるものである。

- 「特定公益増進法人」は、政令により次のとおり定められている。
  - ① 独立行政法人
  - ② 特別な法律により設立された法人で政令で定められているもの  
具体的には環境事業団、国際交流基金、日本育英会、日本芸術文化振興会、日本赤十字社等の25法人（平成14年4月1日現在）が定められている。
  - ③ 民法上の社団法人、財団法人で、（イ）勸日本体育協会など政令に掲名されているもの及び（ロ）教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する業務を主たる目的とするもので運営の適正につき主務大臣の認定を受けたもの  
対象となる業務として、政令で、科学技術の振興、教育の振興、芸術の普及、文化財の保存、経済協力、対日理解の増進、自然環境の保護など、37の類型（平成14年4月1日現在）が定められている。
  - ④ 学校法人等
  - ⑤ 社会福祉法人
  - ⑥ 更生保護法人
- 特定公益増進法人に関する認定基準（所得税法施行令第217条及び法人税法施行令第77条）
  - ・ 対象となる具体的業務（限定列举）に該当すること
  - ・ 当該法人の運営組織及び経理が適正であること
  - ・ 相当と認められる業績が持続できること
  - ・ 受け入れた寄附金によりその役員又は使用人が特別の利益を受けないこと
  - ・ その他適正な運営がされているものであること
- 認定権者 — 主務大臣  
〔主務大臣の民法第34条（公益法人の設立）の許可の権限が委任されている場合は、委任を受け、  
ている者（具体的には都道府県知事等）〕
- 認定期間 — 原則として2年間

## 認定 N P O 法人の要件（概要）

### 事業・組織等に関する基本事項

- 適切な情報公開（収入源に関する事項、取引に関する事項、寄附金の募集に関する事項、報酬・給与に関する事項 等）
- 事業内容の適正性（宗教活動・政治活動を行わないこと、役員・社員・従業員・寄附者等の特定の者に特別な利益を与えないこと 等）
- 運営組織の適正性（役員や社員のうちにその親族等が占める割合が一定以下であること 等）
- 相当な業績の持続可能性
- 法令等に違反する事実、不正の行為の事実がないこと

### 広く一般からの支援を受けているか

- 多くの者から一定以上の寄附金や助成金を受け入れていること  
寄附金、助成金、（寄附金の性質を有する）会費 / 寄附金、助成金、会費、事業収入等  $\geq 1/3$

### 広く一般を対象とした活動を行っているか

- 特定非営利活動が複数の市区町村で行われているなど、事業活動や受益者が広範にわたっていること
- 会員相互の親睦、意見交換や会員に対するサービスの提供を行うものでないこと 等

### その他国税で支援する対象としてふさわしい活動か

- 特定の物や特定の者に着目した活動でないこと
- 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動でないこと 等

## あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕  
税制調査会

### 第二 個別税目の改革

#### 二 法人課税

##### 1. 法人税

##### (2) 今後の改革の方向

##### ③ 経済社会の新しい動きへの対応

経済活動のグローバル化や金融の自由化等に伴い、様々な投資形態が出現するとともに、企業の事業形態や事業規模も多様化している。また少子・高齢化社会において、NPO法人等の行う民間非営利活動は、活力ある経済社会を構築していく上で、大きな役割を果たしていくことが期待される。

こうした経済社会の新しい動きに対応して、法人の性格も踏まえつつ、次のような諸課題に取り組むべきである。

イ. 適正な課税を確保しつつ円滑な企業活動に資する観点から、同族会社の留保金課税、パートナーシップ等の多様な事業体に対する課税について見直すこと。

ロ. これまで課題としてきた公益法人等の収益事業課税や公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率などについては、公益法人改革の動向を踏まえつつ、NPO法人や中間法人等の新たな法人等に対する課税のあり方も含め、非営利法人課税全体のあり方の中で幅広く見直すこと。

ハ. 寄附金税制についても、諸外国の制度や民間非営利活動の実態を踏まえ、認定NPO法人制度等の各制度間の整合性を図りつつ、新たな公益活動の担い手としてのNPO法人等の円滑な活動に資するよう見直すこと。

わが国税制の現状と課題  
—21世紀に向けた国民の参加と選択—（抄）

〔平成12年7月〕  
税制調査会

二 法人課税

1. 法人税

(4) 税率と課税ベースの適正化

① 税率

ロ. 軽減税率

法人税には、現在、基本税率（30％）のほかに、中小法人の所得800万円以下の部分に係る軽減税率（22％）と公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率（22％）が設けられています。

中小法人に対する軽減税率については、法人税制は企業の規模・形態に対し中立的であることが望ましく法人税率は単一の比例税率が適当であること、税負担回避のための会社分割を招く懸念があること、中小企業に対しては既に税制上様々な特例措置が講じられていることなどを考慮すれば、基本税率との格差を縮小する方向で検討していくことが適当です。

また、公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率（22％）については、これらの法人の営む事業と一般法人の営む事業とは競合しており、税制が競争条件を異なるものとすることは適当ではないことから、基本税率との格差を縮小する方向で検討していくことが適当です。

## (6) 公益法人等

現行法人税法は、財団法人、社団法人、宗教法人、社会福祉法人、学校法人などの公益法人等、人格のない社団等、NPO法人などについては、その営む事業が一般法人の営む事業と競合する場合については、課税の公平性・中立性の観点から、その収益事業から生じた所得に対しては法人税を課税することとしています。現在、収益事業として物品販売業、請負業をはじめ33の事業が定められていますが、近年公益法人等の各種団体の行う事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきている中で、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなっているのではないかと考えられます。

したがって、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業と競合するものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくことが適当です。しかし、そうした対応に限界があるとすれば、公益法人等が対価を得て行う事業については、原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといった見直しなどを行うことも考えられます。いずれにしても、公益法人等が行っている事業には様々なものがあることから、公益法人課税についての見直しを行う場合には、まず、その実態を十分把握する必要があります。

また、本来収益事業に該当する事業であっても、特定の公益法人等が営む一定の事業については、その法的位置付けなどに着目して、課税の対象とされていないものがあります。しかし、課税の公平・中立の観点からは収益事業課税の原則に則ることが適当であり、この制度については、一般法人の営む事業との競合の実態などを踏まえ、そのあり方について検討していくことが必要ではないかとの意見があります。

公益法人等の利子・配当などの金融資産収益については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされています。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等の段階で新たに発生した所得であって経済的価値においては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであることなどから、公益法人等に対しても一定の税負担を求めてもよいのではないかとの指摘もあります。

なお、一部の公益法人等の活動について批判がなされることがありますが、当調査会としては、公益法人等が課税上の特典を享受していることを十分自覚するとともに、主務官庁が適時適切にその業務運営などの適正化を図ることを強く期待します。

(注) 公益法人等に対する課税については、近年の税制改正において、収益事業課税の適正化の観点から、収支報告書制度の導入や寄附金の損金算入限度額の特例に係る限度額の引下げが行われています。

## 法人課税小委員会報告

〔平成8年11月〕  
税制調査会

### 第1章 基本的考え方

#### 3. 税率に関する論点

##### (2) 中小法人、公益法人等及び協同組合等に対する軽減税率等

- ① 法人税には、基本税率のほかに、中小法人の所得 800万円以下の部分に係る軽減税率（28％）と公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率（27％）が設けられている。
- ② 中小法人の所得 800万円以下の部分に係る軽減税率（28％）は、中小企業対策としての政策的配慮から設けられているものである。しかし、累進税率は基本的に法人課税になじまないこと、軽減税率と基本税率との格差は軽減税率の創設当初に5％であったものが、現在、9.5％に拡大していること等を考慮すれば、この軽減税率については、基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当である。

なお、中小法人の軽減税率は相当低い水準にあり、基本税率にみられるような問題は当てはまらないことから、仮に基本税率の引下げがなされる場合においても、軽減税率の引下げは適当でない。

- ③ 公益法人等については、収益事業のみが課税対象とされ、かつ、収益事業部門から公益事業部門に支出された寄附金の損金算入限度額の特例があること等、所得計算の段階において一定の配慮がなされている。このような配慮後の所得に対して適用される軽減税率は、政策的観点から設けられているものと位置づけられる。

公益法人等及び協同組合等の軽減税率（27％）については、基本税率との格差が大きいこと、これら法人の営む事業が一般法人の営む事業と競合している場合が多いこと等にかんがみ、公益法人等及び協同組合等の経済実態も十分勘案しつつ、基本税率との格差を縮小する方向で検討することが適当である。

## 第2章 課税ベースに関する個別的検討

### 14. 公益法人等の課税対象所得の範囲

- ① 現行法人税法は、公益法人等及び人格のない社団等について、収益事業から生じた所得に対してのみ法人税を課税することとしている。これは民間企業が行う事業と競合関係にある事業について、課税の公平・中立性の観点から課税しているものである。現在、収益事業として33の事業が定められているが、近年公益法人等の各種団体が有償で行っている事業内容が次第に拡大し、かつ多様化してきていることから、民間企業が行う事業内容との間に大きな違いがなくなっているのではないかと考えられる。

したがって、公益法人等の行っている事業の実態を把握し、現在収益事業とされていない事業であっても民間企業と競合関係にあるものについては、これを随時収益事業の範囲に追加していくべきである。しかし、そうした対応に限界があるとすれば、対価を得て行う事業は原則として課税対象とし、一定の要件に該当する事業は課税しないこととするといった見直しを行うことも考えられる。この点については、事業の課税・非課税を合理的に区分する基準を見出すことは容易ではないとの意見があった。

いずれにしても、公益法人等が有償で行う事業には様々なものがあると考えられるので、収益事業の範囲について見直しを行う場合には、まず、その実態を十分把握する必要がある。

- ② 公益法人等の利子、配当等の金融資産収益については、収益事業に属するものを除き、法人税が非課税とされている。金融資産収益については、会費や寄附金収入とは異なり、公益法人等の段階で新たに発生した所得であって経済的価値においては現在収益事業とされている金銭貸付業から生じた所得と同じであること、同じ収益事業課税の対象とされている人格のない社団等は、利子、配当等について源泉所得税を負担していること等から、公益法人等に対しても一定の税負担を求めてもよいのではないかとの指摘があった。

これに対しては、公益法人等の金融資産収益は、民間企業との競合関係はなく、しかも、公益法人等の目的からして、金融収益に余剰が生じてもいずれ公益目的に費消されるのであるから、これに課税することについては慎重であるべきとの意見があった。

現行法人税法の公益法人等の中には、社団法人、財団法人のほか、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、さらには健康保険組合、厚生年金基金、弁護士会、労働組合といった特別の法律に基づいて設立された法人が含まれている。こうした法人の中には、当然ながら、公益的な活動の費用の大半を基本財産の運用収益で賄っているものや年金資産の運用を行っている団体も数多く含まれていると考えられる。

したがって、課税対象と非課税対象とを区別する合理的な基準があり得るのかどうか、慎重に検討する必要があると考える。

- ③ 公益法人については、本年9月、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」が閣議決定されている。これによれば、公益法人の事業内容等について適正な指導監督等を強力に推進していくこととされている。

収益事業、金融資産収益等に対する課税のあり方を巡る議論は、公益法人の事業実態と密接に関係しているので、こうした指導監督等の効果も見極めつつ、公益法人等に対する課税のあり方を検討していく必要がある。

- ④ なお、公益法人等に対する課税のあり方に関連し、行政当局の設立の認可と同時に自動的に税制上の優遇措置が付与される現行制度は抜本的に見直す必要があるとの意見や、公益法人等の活動内容について情報開示を充実させる必要があるとの意見があった。さらには、公益目的以外の剰余金の留保に対して課税するような仕組みを考えてはどうかとの意見もあった。その一方で、公益法人等の剰余金を公益と非公益に区分することは難しく、また、公益法人等は利益の分配が禁止されていること等からみて、その留保された剰余金は、一般私企業のそれとは性格が異なるのではないかとの意見があった。